

みんなで守ろう きれいな環境

不法投棄は許しません!



昨年末から、ごみの不法投棄が急増しています。

なかでも、処分するために費用が伴う家電リサイクル対象商品（テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫）が投棄されるといった悪質な事案が目立ちます。

不法投棄は犯罪です。

不法投棄をした者には、法律により5年以下の懲役または1000万円以下の罰金が科せられます。

※12月から1月末までに不法投棄されたごみ

品目	台数
テレビ	7
エアコン	1
洗濯機	2
冷蔵庫	6
その他のごみ	多数



不法投棄されたごみ

不法投棄の多い場所

不法投棄が多発する場所としては、管理の行き届いていない土地や夜間人気のない公園などがあげられます。

土地の所有者には管理責任があります

土地の所有者（管理者）には、その土地の管理責任を果たす義務があります。

万が一不法投棄をされたしまった場合、投棄者が判明しないときには、その土地の所有者（管理者）に投棄物の撤去をお願いしています。

日頃から所有する土地をきれいに管理し、不法投棄をされないような対策をしてください。

不法投棄をなくすには

町では、不法投棄が多発するところを重点的にパトロールし、不法投棄の防止に向けて努めてきましたが、残念ながら解決には至っておりません。

不法投棄の根絶には、地域ぐるみで監視の目を光らせることが効果的であると言われております。

不法投棄をされないまちづくりのために、みなさんのご協力をお願いします。

不法投棄を見つけたら

不法投棄をしている現場を見つけたら、110番通報をするか、次のフリーダイヤルまで連絡してください。

県西地方総合事務所環境保全課
0120-536380

（いつもみんなで
むらなくみはれ）



○お問い合わせ

建設環境課 生活環境G
☎(84)3618 (直通)